



万葉集仮名書き歌巻論序説

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 乾, 善彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011066

万葉集仮名書き歌巻論序説

乾 善 彦

はじめに

万葉集の巻々の書き様に大きく二類があることにはじめて注意したのは、顕昭『万葉集時代難事』であろう。そこには「二者、和歌書様不同。或巻、仮名書也。(例略⑰三九八三) 或巻、真名書也。(例略⑩一八四三) 其中又有学義教訓、隱易顕難。」とあり、本来、歌の書き様である「仮名書」と「真名書」とが、巻によって異なっているのだと、顕昭は指摘している。と理解される。文字の用法としての「仮名」の理解は契沖によって明確に意識として上ったと見られること、したがってそれ以前の「仮名書」と「真名書」とは歌全体の書き様をさすことを以前に述べたが、^(注1)一首全体の書き様としてだけでなく、「或巻」と明確に規定するように、顕昭は巻の書き様として「仮名書」と「真名書」とを規定しているのである。

稲岡耕二による、人麻呂歌集の二様の書き様を日本語の書記史の展開に対応させる考え方において、従来、批判の対象になっていたひとつに、仮名書きが最終段階におかれることへの疑問がある。^(注2)近年、七世紀後半の仮名書きの歌が記された木簡の出土によって、稲岡説は大幅な変更を余儀なくされた。これに対して、稲岡の修正の方向は「声の歌から文字の歌へ」という作歌方法にシフトされた感がある。^(注3)万葉集という作品世界の中心の人麻呂作歌（あるいは歌集歌）にのみ収斂する限り、日本語書記史の側からその是非を云々することはできない。しかしながら、出発点として書記史との対応を考えたその上に立つ限りにおいて、仮名書きの位置付けへの批判に答えられているわけではない。作歌方法と書記方法とは区別されるべきである。仮名書きが可能になった背景には、日本語の音に対する分節意識がある。仮名書きの歌が記された木簡によって、日本語文

全体を仮名で書くことの可能性が確かめられたわけだが、この分節意識の成立していたことが認められることにおいて、歌の

書記の背景に仮名書きへの指向（音の「かたち」すなわち日本語の「かたち」をそのままあらわし、とどめよう、記そうという方向）があることはいなめない。そのことと万葉集にみえるさまざまな文字表現とは区別して考える必要がある。文字表現の問題としての人麻呂歌集の二様の方法と仮名書きの方法とは、元来、異なる次元の問題なのである。むしろ、「仮名書きの可能性」を前提にする方が、人麻呂歌集の二様の方法の展開あるいは相違を説明しやすいように思われる。

すでに仮名書きが可能であったことと、万葉集に収められた歌々が仮名書きされていることが別問題である以上、ウタが詠まれ、あるいはウタが作られ、それが文字化され、さらにそれが集められて歌集として成立する、そのそれぞれの段階にどのような「文字化」あるいは「文字表現」が可能であり、どのように書き記されたか、さまざまな段階におけることばと文字との相関を考える必要がある。さすれば、顕昭のように巻の編纂の問題としての仮名書きを考えることが、まず求められる。なぜならば、万葉集においては、歌の表記は巻によって左右される面があるからであり、その点で、巻がひとつの独立した作

品の単位としてあると認められるからである。われわれは、現にある万葉集というテキストから出発するしかない。

一

万葉集において、同じ歌と思しきものが、巻によって異なって表記される場合がある（引用は塙書房版CD-ROMによる）。

珠藻苺 敏馬乎過 夏草之 野嶋之埵尔 舟近著奴

一本云 處女乎過而 夏草乃 野嶋我埵尔 伊保里為

吾等者 (③二五〇)

多麻藻可流 乎等女乎須疑弓 奈都久佐能 野嶋我左吉尔

伊保里須和礼波

柿本朝臣人麻呂歌曰 敏馬乎須疑弓 又曰 布祢知可豆

伎奴 (⑮三六〇六)

荒栲 藤江之浦尔 鈴寸鈞 白水郎跡香将見 旅去吾乎

一本云 白栲乃 藤江能浦尔 伊射利為流 (③二五二)

之路多倍能 藤江能宇良尔 伊射里須流 安麻等也見良武

多妣由久和礼乎

柿本朝臣人麻呂歌曰 安良多倍乃 又曰 須受吉都流

安麻登香見良武 (⑮三六〇七)

天離 夷之長道従 戀来者 自明門 倭嶋所見 (一本云

家門當見由(③二五五)

安麻射可流 比奈乃奈我道乎 孤悲久礼婆 安可思能門欲

里 伊敏乃安多里見由

柿本朝臣人麻呂歌曰 夜麻等思麻見由(⑬三六〇八)

飼飯海乃 庭好有之 荊薦乃 乱出所見 海人釣船

一本云 武庫乃海 舶尔波有之 伊射里為流 海部乃

釣船 浪上從所見(③二五六)

武庫能字美能 尔波余久安良之 伊射里須流 安麻能都里

船 奈美能字倍由見由

柿本朝臣人麻呂歌曰 氣比乃字美能 又曰 可里許毛能

美太礼豆出見由 安麻能都里船(⑬三六〇九)

ここにあげた、卷三に収められた羈旅歌八首(二四九〜二五

六)とそれに対応する卷十五の異伝(三六〇六〜三六一〇)の

場合、編纂資料の違いということが考えられないわけではない

が、むしろ卷によって主たる表記方法が定まっております、卷の編

纂時における表記の統一を考えるほうが自然であろう。卷三の

訓字歌卷の異伝注記には仮名書き自立語「伊保里、伊射利(里)」

が交じり、仮名書き歌卷の異伝注記には訓字「見、船」も交じ

るが、これらは集中の訓字主体歌卷、仮名書き主体歌卷の書き

様と揆を一にするものであり、それぞれの巻の方法で統一され

ていると見てよい。次の、卷十四の東歌に含まれる人麻呂歌集の異伝も同断である。

麻等保久能 久毛為尔見由流 伊毛我敏尔 伊都可伊多良

武 安由賣安我古麻

柿本朝臣人麻呂歌集曰 等保久之豆 又曰 安由賣久路

古麻(⑭三四四一)

遠有而 雲居尔所見 妹家尔 早将至 歩黒駒

右一首柿本朝臣人麻呂之歌集出(⑦一二七一)

安比見豆波 千等世夜伊奴流 伊奈乎加母 安礼也思加毛

布 伎美末知我弓尔(柿本朝臣人麻呂歌集出也)(⑭三四七

〇)

相見者 千歳八去流 否乎鴨 我哉然念 待公難尔(⑪二

五三九)

人麻呂歌集に何種類かを認めるとしても、仮名書きの人麻呂

歌集を考えるよりは、訓字主体の歌集と仮名書きへの書き換え

を考えるのが自然であろう。ここでは、卷十四・十五が巻の主

たる方法として仮名書きを選択し、それにあわせて訓字主体で

あった人麻呂歌集歌を仮名に書き改めたものと思われる。

また、卷三の三三一〜三五〇には、山上憶良と大伴旅人の大

宰府時代の歌が収められているが、同じく大宰府時代の卷五の

歌々が仮名書き主体であるのとは大きく異なっている。卷三には訓字主体の歌のみを収め、仮名書き主体の歌を卷五に収めたとは考えにくい。やはり、卷の編集段階で、いずれか一方あるいは両方ともが書き改められて、卷全体としての統一がはかられたものと思われる。集末四卷における卷十七・十八・二十と卷十九との差異、あるいは卷十六以前の家持歌と集末四卷の家持歌の書き様の違いも、家持の年代的な推移やそれぞれの場面での書記法の選択を考える方向もありうるが、それでも、個別の卷々の書き様は、卷の統一的な表記の方針を前提に考えるべきであろう。

卷の主たる書き様として、「仮名書」と「真名書」とが対立的にとらえられ、卷による編纂方針のひとつに、その二者択一の選択があったものと思われる。人麻呂歌集の略体非略体の二様の書き様が同じ卷に混在するのは、「真名書」つまり訓字主体の内部のわずかな差に過ぎないからであり、「仮名書」か「真名書」かが卷の編纂方針に関わる問題であるのとは、質的に大きな差異がある。人麻呂歌集歌にかぎらず、万葉集全体において、卷による書き様の選択があり、そのかぎりにおいて卷の編纂にあずかった原資料の書き様、文字使いが、かならずしももとのままとどめらるるものでなかったということになる。

現存の万葉集全二十卷は、各卷ごとに編集されたもの（つまり）つまり集合体であり、統一体ではないと、一応は考えられる。

【（卷一・二）（卷三・四）／卷五／卷六／（卷七・八・九・十）（卷十一・十二）／卷十三／（卷十四／卷十五）／卷十六】
【（卷十七・十八／卷十九）／卷二十】

右に示したのは、主として伊藤博の説に従って、^{注4}私案をまじえ、それぞれの卷ごとの関係の強さを区分したものであるが、（ ）やへく【】で示したようにいくつかの（まとまり）を指摘することはできるが、一つ一つの卷の独立性、あるいは一つ一つの（まとまり）同士の独立性は高い。その卷ごとに、主となる表記方法が定まっており、太字に示した卷五・十四・十五・十七・十八・二十の六卷が仮名書き主体の卷となつていゝ。稲岡が仮名書きを最終段階においたのは、これらの卷が旅人・憶良の活躍した万葉後期（一般的な四期区分でいえば第三期以降）にあらわれることにもよると思われる。さすれば、歌の仮名書きが後出するのではなく、仮名書きの歌卷が後出するとされるべきだったのである。

万葉集の卷々が、独立性が高く、それ自体がひとつの作品として理解され、その方法が、万葉集の内部において訓字主体か

ら仮名書き主体へと展開すると考えるならば、その先に、古今集のように集全体を仮名書きすることが考えられてよい。集としての新撰万葉集と古今集との関係が、万葉集の巻による二様の書き様と平行してとらえられよう。しかしそこへの道程は、そう単純ではない。重要なのは仮名書きを巻の編纂の主要な方法と定めることの意識と、書記史における、書き様の選択の環境である。日本語書記史の立場からは、仮名書きする位相の定位置ということになるか。漢字の用法としての仮名が、日本語を書記するための文字としての仮名へと展開するその過程の中で、歌集が仮名で編まれることの意義を考える必要がある。そのためにはまず、万葉集の中の仮名書き歌巻の位置を明確にしておかなければならない。万葉集には万葉集としての論理があるからである。一応は集合としてとらえた巻々を、統一された全体として考える。これが「万葉集仮名書き歌巻論」の目的である。個別の歌巻の検討やその全体的な位置付けはすべて別稿を用意することになるが、本稿は、その序章にあたり、問題の所在を明らかにし、問題点を整理するものである。

二

実際にウタが作られて書き留められ、それが歌集として編纂

され、巻が成立するにはどのような過程があったかを、まず考えてみよう。

ウタが詠まれてそれが書き記される場合、作者自身が書き留める場合と、他者が書き留める場合とが考えられる。主要な歌人の場合、作者自身によって書き留められることが考えられるし、宴席の場合には、あるいは書記のようなものがまとめることも考えられる。書記とまでいわなくとも、宴席に参加した人物によってメモのようなものが残される場合や、宴の後に歌を思い出して書き記されるというようなことも考えうる。ただし、それらが編集されて巻に収められるとなると、たとえば、宴に参加した個人々の書き記したものが集められて、そのまま収められるとは思えない。多かれ少なかれ、ある人物の筆録を考えざるを得ない。多様な書き様が認められる巻五の梅花宴歌においても、そこには統一的な要素が認められる。また、伝誦されたウタがある時点で書き留められた場合もある。この場合には、伝誦されたウタを聞いて書き留めた人物か、あるいは巻の編纂時点での書記を考えることになる。

贈答の場合には、それぞれのウタは作者自身によって書き留められるであろうが、そこには贈歌の書き様が影響することもあろう。この場合、ある人物のもとには送られてきたものだけ

が残り、送ったほうは残らないことが考えられる。もしも、手控えのようなものが残されたとしても、それが送ったものと同である保証はない。とすると、巻の中に連続した贈答の形で歌が収められる場合には、送られてきた歌に手控えとしての自分の返歌を書き加えて貼り継ぐか、新たに、相手の歌と自分の歌とを並べて書いたものを資料とするかであつて、最終的には整理者あるいは編者の手が加わらざるを得ない。巻十五の宅守と狭野弟上郎女の贈答などは、実際の場面でのやりとりのままに、そのままのかたちで収められているとは考えがたい。やはり、巻の編集のある段階で書き改めて統一がはかられたものと思われる。

さらに、よくいわれる貼り継ぎという方法も考えられるが、詞書や左注を考えた場合、これも純粹に貼り継ぎだけで巻が構成されるとは考えがたい。ある程度、貼り継ぎによる原資料の面影は残るものと思われるが、基本的には編者による統一がはかられるであろう。ひとつの巻が成立してからの切り出しや張り継ぎについても同じことが言える。現在見るそれぞれの巻内部分での個人の用字ともみえる多様性は、その面影を残すものではあつても、そこに編者による書き換えが否定されるものではない。とりわけ、一巻の歌集として成立した段階では、貼り継

いだそのままの形ではありえないであろう。いくら紙が貴重であつたとしても、かならずや浄書が行われてひとつの巻として披瀝されるにたえる形となるはずである。少なくとも、そのような形で伝来するはずである。現存諸本の中に、張り継いだ形の伝本を聞かない。そうするとその段階でも、書き手の書き癖のようなものが交じる可能性がある。

現存の万葉集は、これに加えて、書写段階における書き換えが考えられなければならない。小島憲之、佐竹昭広、井手至らによつて示された本文批判の方法は、^(註5)そのまま現状の万葉集の書き様が、さまざまな改変の結果であることを物語る。仮名書き歌巻の場合は、使用字母の個性ということも含めて、それがそのまま巻の成立の考察にまで影響を及ぼすことが少なくない。たとえば、巻五や巻十四の編纂資料の問題や巻十八の平安朝補修説などに顕著にあらわれている。その点では、巻々の伝来と享受の問題も、歌の仮名書きや仮名書き歌巻の展開の考察においては、ひとつ重要な要素となりうるのである。

先に見たように、編纂段階で巻による表記の選択があつたとすると、「真名書」歌巻では仮名書き歌は訓字主体に改められ、訓字主体はほぼそのままの形で収められ、「仮名書」歌巻では逆に訓字主体は仮名書きに改められ、仮名書きはほぼそのまま

という現象が生じることになる。もちろん、それが編集されたものである限り、「真名書」歌巻における訓字主体歌や、「仮名書」歌巻における仮名書き歌も、編者あるいは書き手による改変はまぬかれない。巻十四や巻十九には、書き換えの問題が存するが、それらは単純に、訓字主体から仮名書きへ、仮名書きから訓字主体へといった場合だけでなく、仮名書きから仮名書きへ、訓字主体から訓字主体への改変も視野に入れなければならないだろう。特に、木簡等に見られる歌の仮名書きと万葉集の仮名書きとの差異は、仮名書きから仮名書きへの書き換えの可能性を示唆するものである。書き換えの視点は、巻の成立を考える上でも大きな問題なのである。仮名書き諸巻の文字使用から、それぞれの巻の編纂と成立を考える場合に、その伝流まで含めた、以上の問題は十分に考慮されなければならない。

三

万葉集の仮名書き歌巻を使用字母の面から全体的に考察したものに、増田正「萬葉集假名書の巻々の使用假名字母に就いて」(国語国文一〇一八、一九四〇・八)がある。すべての仮名書き歌巻の仮名使用の全体的な考察から、仮名書き諸巻の問題点が整理されている。ただし、本人が触れておられるように時代

的な制約からテキストの問題があるし、また、近年の一次資料の増加は想像すべくもなく、現代的な観点からの新たな検討が求められるものである。先に見たように、仮名書き歌巻の問題は、その編纂と成立にかかわり、また、筆者あるいは編者の問題へとつながっている。増田は慎重に明言を避けるが、使用字母の特徴によって、編者の傾向をはかり、構造論、編纂論を指向するのが仮名書き諸巻の用字分析であったといえよう。万葉集の構造との関係でいえば、つとに本居宣長が巻五・十五・十七・二十を「後の撰」として他の巻と区別したとき、その「書きざま」を相違点のひとつとしてあげている。仮名書き諸巻の仮名字母の研究は、巻の成立、ひいては万葉集の構造の問題と密接に関わって論じられてきたのである。近時、仮名書き諸巻全体を問題としたものとして、古屋彰『万葉集の表記と文字』(一九九八、和泉書院)は、仮名書き歌巻の字母の詳細な分析を通して、家持の用字圏をさぐり、仮名書き歌巻の筆録をさまざまな角度から論じるが、やはり、その背景には万葉集編纂・構造論への指向が見て取れる。

古屋は、万葉集全体の仮名使用から家持の用字圏を設定し、それと対比する形で、仮名書き諸巻の書き様に対して、次のような問題点を設定している。

(ア) 卷五の本体部(八八三以前)と巻末部(八八四以降)との表記のゆれをどのように見るか。

(イ) 集末四巻中の巻十七・十八・二十と巻十九との表記体系のちがいをどのようにみるか。

(ウ) 卷十九中に混在する少数の純仮名表記歌をどのようにみるか。(以上、第一章)

また、書き換えの問題として、集末四巻のうち、卷十九の方が原表記の面影を残しており、他の巻が書き換えられたとし、また、卷十四・十五の用字傾向の類似性から同一人物による編集の可能性を指摘する。ここにおいても、個人の文字使用の傾向が問題となる。増田同様、慎重な態度をとりつつも、ねらいはそのあたりに向かっているのである。

個々の巻々を取り上げた研究も、それぞれに多くの研究があるが、おおむねその編纂や構造を問題とする。たとえば巻五に対する稲岡耕二『萬葉表記論』(一九七六、塙書房)は、一首一首の歌の文字使用を検討した上で、巻五の構造を明らかにする。また逆に、構造論を展開する上で、用字の問題に言及するものも多い。たとえば、巻十四に対する水島義治『萬葉集東歌の国語学的研究』(一九八三、桜楓社)の文字使用の分析は、「国語学的研究」と銘打つが、実際には万葉集巻十四研究の一

環として文字使用を扱うものである(今、詳しい研究史は別稿にゆずり、著書となったものを例示するに留める)。文字使用の問題は巻の構造と成立を考える上で、決め手とはならないものの、また、避けて通れない面がある。万葉集仮名書き諸巻の文字使用の研究は、まさに万葉集の編纂論の一方法としてあったのである。

仮名書き歌巻の展開を考える本稿の立場においても、方法としては文字使用の分析であり、今までに積み重ねられてきた個人の用字の特徴や編纂の問題を避けて通ることはできない。その積み重ねをまとめることによって、万葉集における仮名書き歌巻の成立を日本語書記史の中に位置付け、さらには古今集への展開を考えることができまいか。そういった目論見で、もう一度、仮名書き諸巻を見直してみたいと思うのである。

そこでの問題設定は以下のようなものとなる。

- ①それぞれの巻の文字使用の共通点と相違点を整理する
 - ②それぞれの巻の成立過程を明らかにする
 - ③それぞれの巻が仮名書きであることの理由を考える
 - ④それぞれの巻間の関係を考える
 - ⑤それぞれの巻を万葉集二十巻の中に位置付ける
- ①から③は今までの研究史の上にたって、テキストをもう一

度見直すことから出発する。個別の問題としては、巻五・十五の前半と後半の相違、巻十四の原資料ときわめて強い一字一音への指向、集末四巻の相違点、巻十八の補修説や巻十九の書き換え説の再検討^(注6)、東歌、防人歌の筆録の問題などがあり、これらについて、さまざまな角度から検討することになる。その上で③の問題は、近年明らかになってきた古代の文字環境の成果をふまえて考え直すことになる。近年大量に発掘される木簡の仮名の用法は、今まで考えられてきた古代の文字環境にさまざまな修正を要求している。それらをふまえて、歌が仮名書きされることの意味と、歌集が仮名書きされることの意味を考えてみたい。

④⑤は、万葉集の構造と成立についての研究史を踏まえながら、万葉集をひとつの作品として統一的にとらえることになる。たとえば、巻五については集末四巻との関係を考える方向がある^(注7)。また、巻十四と巻十五とは統一的にとらえる必要がある^(注8)。巻五と巻十四・十五との間にも文字使用の面でつながりを考える必要が出てくる。さすれば、当然、巻十四・十五と集末四巻との関係も考えることになる。巻の集合体としてだけでなく、統一されたひとつのテキストとして捉える視点である。そこから、万葉集の仮名書き諸巻が万葉集内で完結することを確認す

る。そのことによつて、古今集への道程を考えようとするものである。

おわりに

万葉集の仮名書きを考える上で、古事記が歌謡を仮名書きすることとの関連も考える必要がある。その方法が、巻五の成立にどの程度関与するかについては、やはり稿を改めることになるが、先に古事記の書き様が日用の擬似漢文を基盤としながらも、古事記としての独自性の上にたつ個別の書き様であることを述べ、その点で一つの孤立したものであると述べたことがある^(注9)。古代の日本語書記のすべての事例を、基盤とする日用の書き様からの個別の乖離として、擬似漢文の諸相をとらえたものである。仮名による表記も同様に、仮名書き歌巻が成立する基盤となった日用の仮名書きからの、それぞれ独自の乖離としてとらえることができるのではなからうか。だとすれば、すべての仮名書き歌巻は、仮名書き歌集としての古今集への道程として、基盤となる日用の仮名書きとそこからの乖離として、一つ独自のものとしてとらえることができる。万葉から古今への連続と断絶とを、そこに求めることができるものと考ええる。そこに、万葉集をひとつのテキストとしてとらえ、その中に仮名

書き諸巻の展開を考える意味がある。以上、これから展開する万葉集仮名書き諸巻論の意義を確認してその序論とする。

【注】

- (1) 拙稿「万葉用字法体系研究史の残したものの―「仮名」の定位と国語文字史研究の方向―」(文学史研究三十九号、一九九八・十
二)
- (2) 拙稿「日本語書記史と人麻呂歌集略体歌の「書き様」」(万葉一
七五号、二〇〇〇・十二)
- (3) 稲岡耕二「声と文字序説」『声と文字 上代文学へのアプロー
チ』(一九九九、塙書房)
- (4) 伊藤博「萬葉集の構造と成立 上下」(一九七四、塙書房)、
『萬葉集釋注 十一 別巻』(一九九九、集英社)
- (5) 小島憲之「萬葉集古寫本に於ける校合書入考」(国語国文一一
五、一九四二・五)、「萬葉集原典批評一私考」(国語国文一一三
三、一九四四・三)、佐竹昭広「万葉集本批判の二方法」(万葉四
号、一九五二・七)、(井手至「類聚古集の換字をめぐって」『澤
瀧博士喜寿記念萬葉学論叢』(一九六六)、「古写本の換字」(『萬
葉集研究』第六集、一九七七・七)
- (6) この点については、拙稿「仮名書歌巻成立のある場合―万葉集
巻十九の書き様をめぐって―」(『論集上代文学』第二十六冊、二
〇〇四・三)、「万葉集巻十八補修説の行方」(高岡市万葉歴史館
紀要十四号、二〇〇四・三)において既に検討した。
- (7) 山田浩貴「万葉集の付録的巻々―巻五と末四巻―」(北海道大
学大学院文学研究科研究論集創刊号、二〇〇一・十二)、拙稿
「仮名書歌巻成立のある場合―万葉集巻十九の書き様をめぐって―」

『論集上代文学』第二十六冊、二〇〇四・三)

(8) 古屋彰「万葉集の表記と文字」(一九九八、和泉書院)

(9) 拙稿「古事記の書き様と部分的宣命書き」『上代語と表記』(二
〇〇〇、おうふう)

【付記】 本稿は、平成十六年度万葉学会全国大会(十月十七日、
於高岡市生涯教育センター)において「仮名書き歌巻の成立と
展開」と題して行った口頭発表の一部を大幅に加筆修正したも
のである。また、本稿は、平成十六・十八年度科学研究費補助
金基盤研究(B)(1)「日本語史の理論的・実証的基盤の再構築」
(代表、金水敏)による研究成果の一部である。

(いぬい よしひこ・本学教授)